

第1章

計画の策定にあたって

1	策定の趣旨	2
2	法令等の根拠	3
3	計画の性格	3
4	計画の期間	4
5	計画の対象	4

1. 策定の趣旨

最近、少子社会という言葉を目にするようになりました。近年の核家族化の進行、都市化による近隣関係の希薄さ、就労環境の変化などを背景として、子どもと家庭を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。また、追い打ちを掛けるように、合計特殊出生率は一貫して低下傾向にあり、一層の少子化の進行は、今や看過しえない問題としてわが国の社会経済や社会保障制度に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

わけても、品川区においては、合計特殊出生率は全国平均や東京都平均を下回って推移しており、こうした下で、核家族化の増加や地域コミュニティの衰退等によって家庭の子育て力・地域における子育て支援機能は弱まる傾向にあります。また、大きな社会問題となっている子どもへの虐待は、子育ての孤立化や不安等の育児ストレスが根底にある場合が少なくありません。さらに、少子化が進行するにつれて、家庭内や地域での子ども同士の交流や遊びの機会が減少しており、子ども自身の「育ち」への影響が指摘されています。

このような少子化の流れを変えるため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体および企業には今後 10 年間に集中的・計画的な取り組みを推進するための指針となる「行動計画」の策定が位置づけられました。

品川区では、子育てと就労の両立支援として、特別保育事業の拡充を進めており、平成 14 年 9 月には保育園と幼稚園が連携した幼保一元化施設「二葉すこやか園」が開設したほか、平成 16 年 6 月には、NPO 法人が運営する同様の施設「ぷりすくーる西五反田」を開設しました。また、児童センターや学校等では、放課後の児童健全育成に取り組んでいます。また、すべての子育て家庭を対象にして平成 14 年 9 月に開設された「品川区立家庭あんしんセンター」では、相談事業や交流の場を通して、地域で楽しく子育てできる仕組みづくりを推進しています。

他方、健康面では、保健所・保健センターで妊娠前から母子の健康の保持増進や疾病等の予防・早期発見を目的とした各種健康診査や健康教育、保健指導や訪問指導等を実施し、その健やかな成長発達を支援しています。

さらに、青少年が地域でいきいきと生活できるよう、児童センターを中心に、居場所や仲間づくりのための人材育成や場の整備を推進しています。

この計画は、家庭、保育園や幼稚園、学校、地域社会、団体、企業、行政等が一体となって協力し、すべての子どもたちが、性、国籍、障害や疾病の有無、生まれた環境等にかかわらず、お互いを尊重しながら、未来に多様な可能性、夢を持ち続けることのできる社会づくりに向けて、次世代育成支援策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

また、これまで子育てと仕事を両立させるための施策の充実が求められてきましたが、今後は、男性を含めた働き方を子育てにふさわしいものに変えていくことも視野に入れています。

2. 法令等の根拠

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく法定計画であり、品川区の次世代育成支援策を総合的・計画的に進めるための指針となるものです。

また、本計画は『第三次品川区長期基本計画』における7つのプランのひとつである「子育ての楽しさをひろげる品川プラン」をさらに具体化した子ども家庭福祉分野の個別計画として位置づけられ、次世代育成支援策の目標量とその提供体制の計画的整備に向けての基本的な方向を明らかにしたものです。

3. 計画の性格

本計画は次のような性格を持っています。

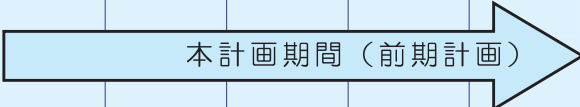
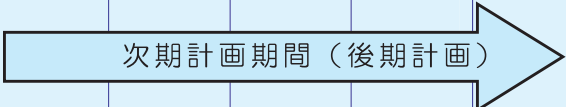
- この計画は、品川区の次世代育成支援のための目標であると同時に、すべての区民が家庭や学校、地域社会、団体、事業所、行政等が一体となって子育てや子どもの健全育成について論議を深め、取り組みを進めるための指針として位置づけられるものです。
- この計画は、上位計画である『第三次品川区長期基本計画』をはじめ、『総合実施計画』『品川区地域福祉計画』『区民健康づくりプラン品川』『男女共同参画社会をめざす第三次行動計画品川プラン』『教育改革プラン 21』などの関連する他の計画との整合性を図り策定しています。
- この計画は、安心して子どもを生み育てることができ、子どもたちが健やかに成長していける環境づくりを推進するため、「児童福祉法」「母子健康法」「児童虐待防止法」等の理念に基づき「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」「国際家族年」の趣旨等を踏まえ、子どもと家庭にかかわる施策を体系化し、福祉、保健・医療、教育、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的に展開を図るものです。

4. 計画の期間

この計画は、平成 17（2005）年度を初年度とし、平成 21（2009）年度までの5か年とします。

ただし、平成 21（2009）年度に見直しを行います。

■ 計画の期間

平成	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
 本計画期間（前期計画）					 次期計画期間（後期計画）					

5. 計画の対象

この計画の対象は、次世代育成支援という観点から 18 歳未満のすべての子どもとその家族およびこれから子どもを生み育てたいと考えている人たちを基本としています。

また、この計画では、親しみやすい言葉として、できる限り「子ども」という表現を使っています。